# 印刷製本契約書（案）

令和　年　月　日

発注者　住　　所　秋田県大仙市大曲上栄町 13 番 62 号

氏　　名　秋田県仙北地域振興局長　黒澤　正弘　印

受注者　住　　所

商号又は名称

氏　　名　　印

次の印刷製本の請負について、秋田県財務規則を遵守のうえ契約を締結し、その証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

１　契約金額　　￥　　－（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

２　印刷物の名称、仕様及び数量等

| | | |
|---|---|---|
| | 印刷製本名 | 仙北地域振興局建設部管内図 |
| **No.** | | **物品明細** |
| 1 | 印刷物名称 | 仙北地域振興局建設部管内図（その１）［Ａ０版　縮尺 1/50,000］ |
| | 仕　様　等 | 別紙仕様書のとおり |
| | 数量・単位 | ３００部　単価　￥　金額　￥ |
| 2 | 印刷物名称 | 仙北地域振興局建設部管内図（その２）［Ａ０版　縮尺 1/50,000］ |
| | 仕　様　等 | 別紙仕様書のとおり |
| | 数量・単位 | ３００部　単価　￥　金額　￥ |
| 3 | 印刷物名称 | 仙北地域振興局建設部管内図（縮小版）［Ｂ１版　縮尺 1/100,000］ |
| | 仕　様　等 | 別紙仕様書のとおり |
| | 数量・単位 | ３００部　単価　￥　金額　￥ |
| 4 | 印刷物名称 | 仙北地域振興局建設部管内図（道路版／河川版電子データ） |
| | 仕　様　等 | 別紙仕様書のとおり |
| | 数量・単位 | １式　単価　￥　金額　￥ |
| | | 消費税額及び地方消費税額　￥ |
| | | 合計金額　￥ |
| 摘要 | | |

３　納入期限　　令和８年３月 19 日

４　納入場所　　仙北地域振興局建設部

５　契約保証金

６　契約保証金の納入時期及び方法

７　特別契約事項　　次のとおり

（納入及び検査）
第１条　乙は、印刷物を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。
２　甲は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、乙の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
３　乙は、前項の検査において不合格となった場合は、速やかに再印刷をするなどして再検査を受けなければならない。この場合においては、前２項の規定を準用する。
４　乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、印刷物を分割納入することができる。この場合においては、第１項から第３項までの規定を準用する。
５　甲は、納入印刷物の検査において、再印刷などをさせる必要のあるときは、その翌日から再検査に合格した日までの日数を遅滞日数として履行遅滞違約金を徴収する。
この場合において、第７条の規定を準用する。
（中間検査）
第２条　甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について、乙に報告を求めることができる。
（代金の支払）
第３条　甲は、印刷物の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。
（危険負担）
第４条　第１条第２項から第４項までの引渡し前に生じた印刷物についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。
（契約内容の変更等）
第５条　甲は、必要があるときは、契約の内容を変更し、又は印刷物の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。
２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
（納入期限の延長）
第６条　甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、納入期限を延長することができる。
(1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。
(2) 乙の責に帰する理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。
２　前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内にその延長を求めなければならない。
３　納入期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。
（履行遅滞）
第７条　甲が、前条第１項第２号の規定により、納入期限の延長を承認したときは、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額（分納した場合は、遅滞に係る額）} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 3.0\%}{365}$$

（権利又は義務の譲渡等）
第８条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
（委任又は下請負の禁止）
第９条　乙は、この契約に係る印刷製本の請負を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
（契約の解除）
第 10 条　甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。
(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
(2) 乙が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
(3) 乙から契約解除の申出があったとき。
(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。
２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3　乙は、第１項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が既に納入した印刷物があるときは、乙は、契約金額から既に納入した印刷物の数量に単価を乗じて得た金額を控除した金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4　前項の場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を乙に返還するものとする。

第 11 条　甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第 20 条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第３項、第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第１項又は第２項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
(2) 乙が、独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第７条の９第１項若しくは第２項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第１項又は第２項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
(3) 乙が、前２号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第４条の規定による刑に処せられたとき。

第 12 条　甲は、第 10 条第１項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（賠償金）

第 13 条　乙は、この契約に関して、第 11 条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

3　前２項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還）

第 14 条　甲は、乙がこの契約の全部を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（費用の負担）

第 15 条　印刷物の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第 16 条　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（その他）

第 17 条　消費税額及び地方消費税の額は、甲が物品の引渡しを受けた日における税率により計算した金額とし、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面をもって定めるものとする。

第 18 条　この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。